

~~無線局免許（再免許）~~申請書

関東総合通信局長 殿

備考の合計金額分の収入印紙を貼付してください。
※印紙税納付計器での納付はできません。

令和3年12月10日

収入印紙貼付欄

割印不要

必ずチェックしてください。

□電波法第6条の規定により、無線局の免許を受けたいので、無線局免許手続規則第4条に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。

□無線局免許手続規則第16条第1項の規定により、無線局の再免許を受けたいので、第16条の2の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。

☒無線局免許手続規則第16条第1項の規定により、無線局の再免許を受けたいので、第16条の3の規定により、添付書類の提出を省略して下記のとおり申請します。

また、上記の申請に併せて、電波法第14条の2の規定により、免許記録に記録されている事項を証明した書面の交付を請求します。

必ず登記されている本社（本店）住所で記入すること。
工場・支店等では受付不可。
※市区町村コードは住所が記載されていれば省略可

1 申請者

住 所	都道府県－市区町村コード [] 〒 (102－8795) 東京都千代田区九段南1－2－1
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナカントウソウゴウツウシカブシカイシャ ダイヒョウトリシマリヤクシヤチョウ カントウ タロウ 関東総合通信株式会社 代表取締役社長 関東 太郎
法人番号	
代理人	
住 所	都道府県－市区町村コード [] 〒 ()
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ 代理人が提出する場合のみ記入 (委任状が必要です。)
法人番号	

上の段：法人名（商号）又は団体名
下の段：法人又は団体にあつては、
代表者の役職及び代表者の氏名

2 電波法第5条に規定する欠格事由

開設しようとする無線局	無線局の種類（法第5条第2項各号）	☒ 該当 ☐ 該当しない
相対的欠格事由	処分歴等（同条第3項）	☐ 有 ☒ 無

「無」にチェックしてください。

3 免許又は再免許に関する事項

再免許する無線局数を記入してください。

① 無線局の種別及び局数	簡易無線局 5局	②～④の欄は免許記録に登録されている内容を記入してください。
② 識別信号	100000001～100000005	
③ 免許の番号	関K第1号～5号	
④ 免許の年月日	平成29年4月1日	
⑤ 希望する免許の有効期間		
⑥ 備考	5W：2,700円×2局＋証明書1通×480円 合計 5,880円	

最大5年 5年より短い期間を希望する場合のみ記入してください。

1局あたり
1W：1,400円
5W：2,700円

複数局に対して1つの免許記録を作成している場合は、1枚の免許事項証明書が交付されます。

4 電波利用料

① 電波利用料の前納

電波利用料の前納の申出の有無	☐ 有 ☒ 無
電波利用料の前納に係る期間	☐ 無線局の免許の有効期間まで前納します（電波法第13条第2項に規定する無線局を除く。）。 ☐ その他（ ）年

② 電波利用料納入告知書送付先（法人の場合に限る。）

☐ 1の欄と同一のため記載を省略します。

該当する方にチェックをしてください。前納の申出「有」の場合、希望する期間もチェックしてください。

住 所	都道府県－市区町村コード [] 〒 ()
部署名	フリ 現在の送付先を変更したい場合のみ、送付先を記入してください。（現在の送付先で問題ない場合は、記入もチェックもせず、空欄のままご提出ください。） 個人宛に送付できません ので、個人名は記載しないで下さい。

5 申請の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ ムセンブ ムセンカ シンセイアントウ クダシナミ 無線部 無線課 申請担当 九段みなみ
電話番号	03-0000-0000 （携帯 090-0000-0000）※
電子メールアドレス	

申請内容に関する問い合わせ先を記入してください。
※日中連絡が可能な連絡先を必ず記載してください。